



株式会社加瀬興業

TEL : 045-595-2237 FAX : 045-595-2238

〒224-0025 神奈川県横浜市都筑区早瀬3丁目32番11

URL : <http://www.kase.co.jp>

水銀廃棄物ガイドライン(廃掃法施行規則の一部改正)について

前月号では「水銀条約の発効(8月16日)」について、ご紹介しましたが、今月号からは「水銀廃棄物ガイドライン」についてご紹介したいと思います。

本年6月、環境省により水銀廃棄物ガイドラインが作成され「水銀に関する水俣条約」の目的を達成する為の取組の一つとして、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう措置を講ずることが求められていることを踏まえ廃掃法施行令等の改正が行われました。

改正施行令に基づく水銀廃棄物の新たな取り扱い、収集・運搬及び処分等における留意事項等を具体的に解説し、水銀廃棄物の適正な処理を確保することを目的として作成されています。

継続的に情報収集し、適時に皆様に情報を提供していきます。

一口メモ

平成28年4月1日に施行された「第1次施行」につづき、平成29年6月9日に公布され、平成29年10月1日施行される施行令等は「第2次施行」と呼ばれ一連の水銀含有廃棄物の管理強化が整います。

この第2次施行により水銀廃棄物は、下図のように分類されます。

| | 廃金属水銀等 | 水銀汚染物 | 水銀使用製品廃棄物 |
|----|---------------------------|--------------------------|---|
| 一般 | 廃水銀 水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀 | 一般焼却施設で生じる水銀を含むばいじん等 | 水銀体温計 蛍光ランプ 水銀電池 等 |
| 産業 | 廃水銀等 ・特定施設 ・水銀、化合物 | 特管産廃 ・特定施設 ・溶出量が基準 | 水銀使用製品 産業廃棄物 ・蛍光ランプ、水銀電池等 水銀含有0.1%以上は水銀回収義務 水銀含有ばいじん等 ・汚泥、鉍さい ・廃酸、廃アルカリ含有量が基準を超えるもの 水銀回収義務付け 水銀回収義務 |



このうち、産業廃棄物の「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」という区分が、今回定義されました。

*** 次号に続く...

★9月度社内行事等の報告★

- ・9月5日(火) 全社クリーンデー実施
- ・9月6日(水) 本社ビル消防設備点検実施
- ・9月7日(木)~8日(金) 野村興産イトム力鋳業所視察研修参加
- ・9月7日(木) 排出事業者様カメラファクトリー視察
- ・9月8日(金) 排出事業者様獅子ヶ谷ファクトリー視察
- ・9月13日(水) ISO 関越事業部 内部監査 実施
- ・9月14日(木) 地区責任者会議開催
- ・9月15日(金)~16日(土) 協会主催県外視察会参加

